

第4章 契約各論・2（貸借型契約）

＜本章のポイント＞

1. 貸借型の契約の意義を押さえる。
2. 「消費貸借」とは何か、その意義と成立の要件について押さえる。
3. 「使用貸借」とは何か、その意義と成立の要件について押さえる。
4. 「賃貸借」とは何か、その意義と効力、終了原因について押さえる。

所有権移転型のように目的物の所有権が相手方に移転するわけではなく、目的物を使用収益する権利を相手方と与える契約を貸借型契約という。その中でも特に重要なのが「賃貸借」である。ここでは、賃貸借の他、「消費貸借」「使用貸借」についてもみる。

1 消費貸借（587条～592条）

重要度★★

1. 意義

条文チェック！

＜第587条〔消費貸借〕＞

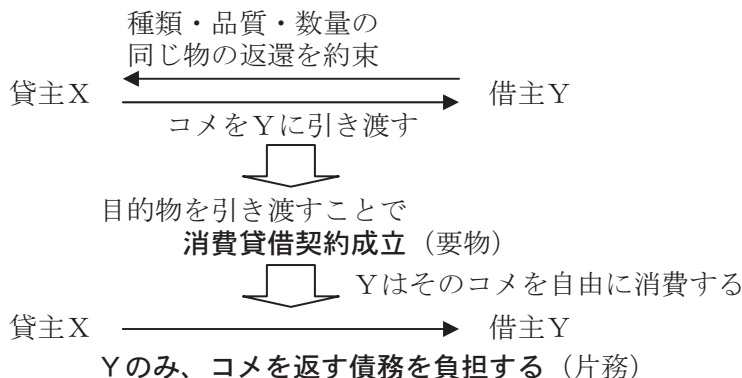
消費貸借は、当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力を生ずる。

片務・要物契約である。

 過去問を解こう [17-40]

＜図表で整理＞

【消費貸借契約】



目的物が金銭であるとき、特に「金銭消費貸借契約」という。

3 労働基本権

重要度★★

条文チェック!

〈第28条〔勤労者の団結権〕〉

勤労者の**団結**する権利及び**団体交渉**その他の**団体行動**をする権利は、これを保障する。

 過去問を解こう [3-21-4、7-25-4]

1. 労働基本権の内容

労働基本権は、労働者・使用者関係を実質的に自由・平等にするための積極的保障を行っており、具体的には、①団結権*、②団体交渉権*、③団体行動権*（争議権）の3つを保障している。

労働基本権には、①社会権的側面（国による行政的救済を受ける権利）がある。また、②私人間の関係にも直接適用（使用者に対する民事上の権利）される。さらに、③自由権的側面（特に刑罰権からの自由）をも有している。

 過去問を解こう [20-4-3]

2. 公務員の労働基本権

判例は、争議行為の一律かつ全面的な制限を合憲としている。



判例を読む

全農林警職法*事件（最大判昭48.4.25） 重要度A

事案の概要

全農林労組の幹部Yらは、警職法の改正反対運動の一環として、勤務時間内職場集会参加を指示したため、国家公務員法の禁止する違法な争議のあおり行為を行ったとして起訴された。

争点 公務員の争議行為に対する制限は、憲法28条に違反しないか。

⇒〈判旨〉

「憲法28条の労働基本権の保障は公務員に対しても及ぶが、この労働基本権は、勤労者をも含めた国民全体の共同利益の保障という見地からする制約を免れない。公務員の地位の特殊性と職務の公共性から、その労働基本権に対し必要やむをえない限度の制限を加えることは、十分合理的な理由がある。」

 過去問を解こう [20-4-4]

* 団結権－労働組合を結成する権利。

* 団体交渉権－労働組合を通じて使用者と労働条件について交渉する権利。

* 団体行動権－ストライキなど労働組合の活動に必要な行動をとる権利。

* 警職法－「警察官職務執行法」のこと。

＜図表で整理＞

【物理的瑕疵における債務不履行責任・危険負担・担保責任の関係】

瑕疵の発生時期 債務者の帰責性	契約成立前	契約成立後
あ り	契約締結上の過失※	債務不履行責任
な し	瑕疵担保責任	危険負担

※ 契約成立時に全部不能の場合は、契約自体が無効である。

※ 「契約締結上の過失」 ⇒ p. 348 参考④α 2

＜図表で整理＞

【売主の担保責任と債務不履行責任との比較】

	売主の担保責任	債務不履行責任
帰責事由の要否	売主の帰責事由は不要 (無過失責任)	債務者の帰責事由が必要 (過失責任)
責任の追及手段	①損害賠償請求 ②契約の解除 ③代金減額請求	①損害賠償請求 ②契約の解除 ③完全履行請求 (代物請求・修補請求)
解除の際の 催告の要否	催告は不要	原則として、相当の期間を定め て催告することが必要 (541条)
責任追及の 期間制限	多くの場合、1年の除斥期間に より消滅	一般の消滅時効により、10年で 消滅 (167条1項)
損害賠償の範囲	信頼利益*	履行利益*

5. 買戻し ⇒ p. 348 参考④α 3

* 信頼利益－有効でない契約を有効であると信頼したために生じた、信頼した者の利益。

* 履行利益－契約が有効であり、それが完全に履行されたならば債権者が得たであろう利益。

③ 費用償還義務（608条）

（a）必要費*償還義務

賃借人が**必要費**を支出したときは、賃貸人は**直ちにその費用を償還**しなければならない（608条1項）。

（b）有益費*償還義務

賃借人が**有益費**を支出したときは、賃貸借終了の時ににおいて目的物の価格の増加が現存している限り、賃貸人は、その選択により、支出された金額または増価額のいずれかを**償還**しなければならない（608条2項本文、196条2項）。

ただし、裁判所は、賃貸人の請求により、その償還について相当の期限を許与することができる（608条2項ただし書）。

記述マスターへの道！

【問題例】（条文－効果型）

賃借物につき賃借人が、有益費を支出した場合、賃貸人は賃貸借契約終了時において、どのような償還の義務を負うか。「賃貸人は、有益費支出による」に続けて、40字程度で記述しなさい。

【解答例】（賃貸人は、有益費支出による）

価格の増加が現存する場合に、賃貸人の選択に従い、支出金額又は増価額を償還する義務を負う。

※ なお、有益費について、判例（最判昭48.7.17）は、賃借人が賃借建物に付加した**増改築部分が、賃貸借終了前に、近所からの類焼という賃貸人・賃借人いずれの責めにも帰すべきでない事由により滅失したときは**、特段の事情のない限り、賃貸人の**有益費償還義務は消滅する**。したがって、賃借人は賃貸人に対し、賃貸借終了に伴い、当該建物の増改築に支出した費用の償還を請求することはできないとする。

 過去問を解こう [10-30-5、21-32-I]

※ 建物の賃借人が有益費を支出後、賃貸人が交替した場合、特段の事情のない限り、新賃貸人が有益費の償還義務者となり、賃借人は旧賃貸人に対して有益費の償還請求はできない（最判昭46.2.19）。

 過去問を解こう [21-32-㉗]

* 必要費－物を保存・管理するために必要な費用（ex. 修理費）。

* 有益費－物の利用・改良のために必要な費用。

第4章 復習問題

一問一答チェック

各文章が正しければ○、誤っていれば×をつけなさい。また、語句をきいている場合は、語句を答えなさい。

〔基本編〕

- | | |
|---|---|
| <p>1. 内閣が国会に対して連帯して責任を負う制度を何というか。</p> <p>2. 内閣総理大臣は、内閣の中で同輩中の首席にすぎず、法的には他の国务大臣と対等の地位にある。</p> <p>3. 内閣総理大臣は任意に国务大臣を任命できるが、罷免する際は国会の同意を必要とする。</p> <p>4. 内閣総理大臣は、国会議員でなければならない。</p> <p>5. 国务大臣は、国会議員でなければならない、国会議員の身分を失った場合には、退任することになる。</p> <p>6. 衆議院で内閣不信任決議案が可決された場合、20日以内に衆議院が解散されない限り、内閣は総辞職しなければならない。</p> <p>7. 国会議員であることが内閣総理大臣の在職の要件であるから、内閣総理大臣が国会議員でなくなった場合、内閣は総辞職する。</p> <p>8. 内閣総理大臣が衆議院議員であった場合、衆議院の解散が行われると内閣総理大臣は国会議員としての身分を失うので、解散の時点で、内閣は総辞職することになる。</p> <p>9. 条約は、常に事前の国会の承認がなければ、締結することができない。</p> | <p>議院内閣制</p> <p>× 内閣の首長の地位にあり、対等の関係ではない（66条1項）。</p> <p>× 罷免も任意にすることができる（68条2項）。</p> <p>○ （67条1項）</p> <p>× 国务大臣は必ずしも国会議員である必要はない（68条1項ただし書）。</p> <p>× 20日以内⇒10日以内（69条）</p> <p>○</p> <p>× 解散の時点ではなく、解散後特別会の召集時に総辞職する（70条）。</p> <p>× 場合によっては事後でもよい（73条3号）。</p> |
|---|---|

多肢選択対策空欄補充問題

空欄A・Bに適切な語句を入れなさい。

1. 内閣は、その〔 A 〕たる内閣総理大臣とその他の国务大臣で組織され、内閣総理大臣その他の国务大臣は文民であることが必要とされている。内閣総理大臣は必ず〔 B 〕である必要があるが、国务大臣は必ずしも〔 B 〕である必要はなく、その過半数を〔 B 〕から選べばよいとされている。

A－首長

B－国会議員

(66条、67条1項、68条1項)

2. 内閣は、〔 A 〕で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、10日以内に〔 A 〕が解散されない限り、〔 B 〕をしなければならない。

A－衆議院

B－総辞職

(69条)

3. 内閣には、憲法及び法律の規定を実施するために、〔 A 〕を制定する権限が付与されているが、〔 A 〕に〔 B 〕を設けるためには、特にその法律の委任があることが必要となる。

A－政令

B－罰則

(73条6号)

4. 内閣総理大臣が行政各部に対し指揮監督権を行使するためには、〔 A 〕にかけて決定した方針が存在することを要するが、〔 A 〕にかけて決定した方針が存在しない場合においても、内閣総理大臣は、少なくとも、〔 B 〕の明示の意思に反しない限り、行政各部に対し、随時、その所掌事務について一定の方向で処理するよう指導、助言等の指示を与える権限を有する。

A－閣議

B－内閣

(ロッキード・丸紅ルート事件)

用語索引

あ 行

あ

アクセス権	72
悪徳の栄え事件	89
旭川学力テスト事件	82、132～
旭川市国民健康保険条例事件	220
朝日訴訟	130

い

家永教科書事件	81
違憲審査権	152、207～
付随的－	208
抽象的－	208
違憲判決	210
－の効力	209～
－の拘束力	210
石井記者事件	74
泉佐野市民会館事件	70
板まんだら事件	195
一事不再理	115

う

「宴のあと」事件	56
----------	----

え

愛媛玉串料訴訟	67
エホバの証人剣道実技拒否事件	68
エホバの証人輸血拒否事件	56

お

大阪市売春条例事件	111
-----------	-----

か 行

か

会議の公開	164
会期不継続の原則	162
会計検査院	223
外国移住の自由	99

外国人の人権	20～
外国人指紋押なつ拒否事件	45
外国人職員昇任試験拒否訴訟	22
外務省秘密漏洩事件	75
学問の自由	82
加持祈祷事件	84
河川附近地制限令事件	103
川崎民商事件	114
間接適用説	34～
完全補償説	102～
き	
議院	
－自律権	167
－出席権	184
－の規則制定権	167～
－の権能	167～
－の定足数・表決数	163、164
－内閣制	177～、188
議員の資格	159
議員の任期	159
機械的平等	48
議決	
法律案の－	156
予算の－	157
技術士国家試験事件	195
岐阜県青少年保護育成条例事件	90
基本的人権の尊重	15、19～
義務教育の無償	138
教育を受ける権利	132～
教育を受けさせる義務	138
共産党袴田事件	199
行政権	176
行政国家	10
行政手続	112